第２　特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項	第２　特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項
一　特定健康診査の実施に係る目標	一　特定健康診査の実施に係る目標
平成35年度における特定健康診査の実施率を70％以上にすること。	平成29年度における特定健康診査の実施率を70％以上にすること。
各保険者の目標は次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏まえて設定すること。	各保険者の目標は次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏まえて設定すること。
１～５　（略）	１～５　（略）
二　特定保健指導の実施に係る目標	二　特定保健指導の実施に係る目標
平成35年度における特定保健指導の実施率を45％以上にすること。	平成29年度における特定保健指導の実施率を45％以上にすること。
各保険者の目標は、次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏まえて設定すること。	各保険者の目標は、次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏まえて設定すること。
１　市町村国保の加入者に係る特定保健指導の実施率　60％以上	１　健康保険組合（健康保険法第11条第１項の規定により設立されたものに限る。）及び市町村国保の加入者に係る特定保健指導の実施率　60％以上
２　健康保険組合（健康保険法第11条第１項の規定により設立されたものに限る。）の加入者に係る特定保健指導の実施率　55％以上	２　法第７条第２項に規定する共済組合の加入者に係る特定保健指導の実施率　40％以上
３　法第７条第２項に規定する共済組合の加入者に係る特定保健指導の実施率　45％以上	３　全国健康保険協会が管掌する健康保険、健康保険組合（健康保険法第11条第２項の規定により設立されたものに限る。）、船員保険、国民健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定保健指導の実施率　30％以上
４　全国健康保険協会が管掌する健康保険の加入者に係る特定保健指導の実施率　35％以上	（新設）
５　健康保険組合（健康保険法第11条第２項の規定により設立されたものに限る。）、船員保険、国民健康保険組合及び日本私立学校振興・共済事業団の加入者に係る特定保健指導の実施率　30％以上	（新設）
三　特定健康診査等の実施の成果に係る目標	三　特定健康診査等の実施の成果に係る目標
平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率をいう。）を25％以上にすること。	平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25％以上にすること。
各保険者は当該数値を必ずしも目標として設定する必要はないが、特定健康診査等の対象者におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の構成割合や減少率を基に、各保険者において、特定健康診査等の効果の検証や効率的な対策の検討を行うことは重要であることから、各保険者がこれらの数値を把握し、保健事業に活用することが望ましい。	各保険者は当該数値を必ずしも目標として設定する必要はないが、特定健康診査等の対象者におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の構成割合や減少率を基に、各保険者において、特定健康診査等の効果の検証や効率的な対策の検討を行うことは重要であることから、各保険者がこれらの数値を把握し、保健事業に活用することが望ましい。
第３　特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項	第３　特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項
保険者が特定健康診査等実施計画において定める事項は次に掲げるとおりとし、保険者は、加入者数、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮して、特定健康診査等の効率的かつ効果的な実施に資するよう特定健康診査等実施計画を作成すること。	保険者が特定健康診査等実施計画において定める事項は次に掲げるとおりとし、保険者は、加入者数、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮して、特定健康診査等の効率的かつ効果的な実施に資するよう特定健康診査等実施計画を作成すること。
一　達成しようとする目標　（略）	一　達成しようとする目標　（略）
二　特定健康診査等の対象者数に関する事項　（略）	二　特定健康診査等の対象者数に関する事項　（略）
三　特定健康診査等の実施方法に関する事項　（略）	三　特定健康診査等の実施方法に関する事項　（略）
四　個人情報の保護に関する事項	四　個人情報の保護に関する事項
１　（略）	１　（略）
２　特定健康診査等の記録の管理に関するルール（第１の三に掲げる個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン等、保険者において既に定めている情報セキュリティポリシー等のルール）について定めること。	２　特定健康診査等の記録の管理に関するルール（第１の三に掲げる個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン、保険者において既に定めている情報セキュリティポリシー等のルール）について定めること。
五　特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項　（略）	五　特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項　（略）
六　特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項　（略）	六　特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項　（略）
七　その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	七　その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項